

令和 5 年 2 月 2 7 日 招集

唐津市議会定例会提出議案



## 議 案 目 次

議案第 1 号	令和5年度唐津市一般会計予算	(別冊)
議案第 2 号	令和5年度唐津市国民健康保険特別会計予算	(別冊)
議案第 3 号	令和5年度唐津市後期高齢者医療特別会計予算	(別冊)
議案第 4 号	令和5年度唐津市介護保険特別会計予算	(別冊)
議案第 5 号	令和5年度唐津市観光施設特別会計予算	(別冊)
議案第 6 号	令和5年度唐津市有線テレビ事業特別会計予算	(別冊)
議案第 7 号	令和5年度唐津市水道事業会計予算	(別冊)
議案第 8 号	令和5年度唐津市工業用水道事業会計予算	(別冊)
議案第 9 号	令和5年度唐津市下水道事業会計予算	(別冊)
議案第 10 号	令和5年度唐津市市民病院きたはた事業会計予算	(別冊)
議案第 11 号	令和5年度唐津市モーターボート競走事業会計予算	(別冊)
議案第 12 号	唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	1
議案第 13 号	唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について	7
議案第 14 号	唐津市公共施設再編推進条例制定について	13
議案第 15 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
議案第 16 号	唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について	20
議案第 17 号	唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	22
議案第 18 号	唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定について	24
議案第 19 号	唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	26
議案第 20 号	唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	30
議案第 21 号	唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	35

議案第 22 号	唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	38
議案第 23 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	40
議案第 24 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第 25 号	唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について	44
議案第 26 号	唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	46
議案第 27 号	唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について	50
議案第 28 号	唐津市監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	52
議案第 29 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その1）	54
議案第 30 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その2）	56
議案第 31 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その3）	58
議案第 32 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その4）	60
議案第 33 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その5）	62
議案第 34 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その6）	64
議案第 35 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その7）	66
議案第 36 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その8）	68
議案第 37 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その9）	70
議案第 38 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その10）	72
議案第 39 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その11）	74
議案第 40 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その12）	76

議案第 4 1 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 3）	7 8
議案第 4 2 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 4）	8 0
議案第 4 3 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 5）	8 2
議案第 4 4 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 6）	8 4
議案第 4 5 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 7）	8 6
議案第 4 6 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 8）	8 8
議案第 4 7 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その 1 9）	9 0
議案第 4 8 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 1）	9 2
議案第 4 9 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 2）	9 4
議案第 5 0 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 3）	9 6
議案第 5 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 4）	9 8
議案第 5 2 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その 5）	1 0 0
議案第 5 3 号	馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ いて	1 0 2
議案第 5 4 号	小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ いて	1 0 5
議案第 5 5 号	神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	1 0 8
議案第 5 6 号	唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定につい て	1 1 3
議案第 5 7 号	市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の 提起及び和解について	1 1 5
議案第 5 8 号	市道路線の認定について	1 1 6



## 議案第 12 号

唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について  
唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に必要な  
事項を規定するため制定するものである。





唐津市条例第 号

唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及びモーターボート競走事業管理者をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

**第3条** 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第4条** 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第5条** 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(手数料等)

**第6条** 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

**第7条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第号）第1条に規定する唐津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

**第8条** 市長は、毎年度、法の施行の状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)

**第2条** 唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(150) 唐津市個人情報保護条例（平成17年条例第354号）

(経過措置)

**第3条** この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の唐津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していたものに係る旧条例第10条の規定による職務上知り得た旧個人情報を自己又は第三者の利益に供するため個人的に使用する等不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第15条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者及び当該事務に従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第31条第1項、第2項若し

くは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第36条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する唐津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第36条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項第1号に掲げる者

(3) 第2項第2号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

9 この条例の施行前において旧条例第15条第2項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関し第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

1 0 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

1 1 第5項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第4条** 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

**第5条** この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。



**議案第13号**

唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について  
唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、唐津市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため制定するものである。





唐津市条例第 号

唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

**第1条** 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、唐津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 唐津市情報公開条例（平成17年条例第10号）第2条第1項に規定する実施機関、唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第2条第2項に規定する実施機関及び唐津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第1条に規定する議会をいう。
- (2) 公文書 唐津市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事項)

**第3条** 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 唐津市情報公開条例第13条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法施行条例第7条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (5) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に対し建議することができる。

(組織)

**第4条** 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

**第6条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し審査請求のあった処分に係る公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、諮問実施機関の職員その他の関係者（次条において「審査請求人等」という。）の出席を求め、意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

**第7条** 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事

件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して質問を発することができる。

（調査審議の手續の非公開）

**第 8 条** 審査会が行う調査審議の手續は、公開しない。

（委任）

**第 9 条** この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

**第 10 条** 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

## 附 則

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（唐津市情報公開条例の一部改正）

**第 2 条** 唐津市情報公開条例の一部を次のように改正する。

「

第 3 章 審査請求（第 12 条—第 14 条の 2）

目次中 第4章 雑則（第15条—第18条） を  
第5章 罰則（第19条）

」

「

第3章 審査請求（第12条—第14条） に改める。  
第4章 雑則（第15条—第18条）

」

第12条の2を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

（審査会への諮問）

**第13条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、唐津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第 号）第1条に規定する唐津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。

**第14条** 削除

第14条の2を削る。

第5章を削る。

（唐津市手数料条例の一部改正）

**第3条** 唐津市手数料条例（平成17年条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第2（13）の項中「写し」の次に「及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項に規定する主張書面等の写し」を加える。

（経過措置）

**第4条** この条例の施行の際現に、附則第2条の規定による改正前の唐津市情報公

開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第13条第1項及び個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の唐津市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第36条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する唐津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開条例第13条第5項及び旧個人情報保護条例第36条第5項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 市長は、施行日前においても、第5条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に旧情報公開条例の規定により旧審査会に諮問がされた場合における旧情報公開条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第13条第8項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



**議案第 14 号**

唐津市公共施設再編推進条例制定について  
唐津市公共施設再編推進条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 公共施設を将来にわたり適切に維持管理するため制定するものである。





唐津市条例第 号

唐津市公共施設再編推進条例

(目的)

**第1条** この条例は、公共施設の維持管理及び配置に関し、基本理念、基本的な計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、健全な財政運営のもと、公共施設を将来にわたり適切に維持管理することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共施設 市が公用又は公共の用に供する建築物及びインフラ施設（上水道、工業用水道、下水道、浄化槽、道路、橋りょう、公園及び漁港の施設をいう。第3号において同じ。）をいう。

(2) 公共施設再編 中長期的な視点から、公共施設の適切な維持管理及び最適な配置を実現するための取組をいう。

(3) 総量 市が所有する公共施設（インフラ施設を除く。）の延べ床面積の合計をいう。

(4) 総量規制 総量を一定の数値以下に制限することをいう。

(基本理念)

**第3条** 公共施設再編の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

(1) 公共施設が将来にわたり適切に維持管理できるよう取り組むこと。

(2) 公共施設が将来を見通した最適な配置となるよう取り組むこと。

(3) 人口動態や社会情勢の変化を踏まえた公共施設の利用需要に基づき取り組むこと。

(4) 公共施設に係る財政負担の軽減及び平準化を図り、将来世代に負担を先送りしないよう取り組むこと。

(5) 市、市民及び事業者等（公共施設の維持管理、運営及び更新の事業に携わる法人その他の団体及び個人をいう。第6条において同じ。）が連携して取り組むこと。

(市の責務)

**第4条** 市は、基本理念に基づき、計画的に公共施設再編を推進するものとする。

2 市は、公共施設再編に関する財源を確保することに努めるものとする。

3 市は、市民に対し公共施設の現状及び公共施設再編に関する情報を分かりやすく周知するよう努めるものとする。

4 市は、公共施設再編の推進に当たっては、民間の資産及び能力の活用を努めるものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念に対する理解及び関心を深め、公共施設再編の推進に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

**第6条** 事業者等は、市と協力し、公共施設の維持管理、運営及び更新に関し、より有効な手法の追求、技術の向上等に努めるものとする。

(総量規制)

**第7条** 市は、目標とする総量（以下「目標値」という。）を定めて総量規制を図るものとする。

(計画の策定)

**第8条** 市長は、公共施設再編の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 公共施設再編の推進に関する基本的な方針

(3) 総量規制の目標値

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画の実施に関し必要な事項

3 市長は、毎年度、基本計画の進捗状況を調査し、その結果を公表するものとする。

4 市長は、基本計画の変更又は廃止をしたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(唐津市公共施設再編審議会)

**第9条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、唐津市公共施設再編審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の変更又は廃止に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再編に関し市長が必要と認めること。

3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 市の職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

6 市長は、委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命することができる。この場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

9 臨時委員は、市長が委嘱する。

10 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている唐津市公共施設等総合管理計画は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

唐津市公共施設再編審議会委員	日額 5,500円
----------------	-----------

**議案第 15 号**

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市波戸岬海浜の家の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(153) 唐津市波戸岬海浜の家条例（平成17年条例第226号）

**附 則**

この条例は、令和5年9月1日から施行する。





**議案第16号**

唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市湊出張所、唐津市切木出張所及び唐津市打上出張所の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市市民センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例

唐津市市民センター及び出張所設置条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

唐津市市民センター設置条例

第1条及び第2条第1項中「及び出張所」を削る。

別表唐津市湊出張所の項、唐津市切木出張所の項及び唐津市打上出張所の項を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（唐津市公告式条例の一部改正）

2 唐津市公告式条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「唐津市市民センター及び出張所設置条例」を「唐津市市民センター設置条例」に、「及び出張所には」を「には」に改める。



## 議案第 17 号

唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 健康保険法施行令の一部改正に準じ改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険条例（平成17年条例第167号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る唐津市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。





**議案第 18号**

唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市久里放課後児童健全育成施設の設置に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

唐津市放課後児童健全育成施設条例（平成17年条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条の表唐津市大志放課後児童健全育成施設の項の次に次のように加える。

唐津市久里放課後児童健全育成施設	唐津市久里1820番地
------------------	-------------

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第19号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定について

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正  
に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条） を

」

「

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

に改める。

第6章 雑則（第49条）

」

第6条第1項本文中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、「第  
3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に  
「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」  
を「行う施設又は事業所」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

**第7条の2** 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的  
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳  
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活  
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的  
保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において  
「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前  
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図  
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ

ればならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

**第7条の3** 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### **第13条 削除**

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

本則に次の1章を加える。

## **第6章 雑則**

(電磁的記録)

**第49条** 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報



が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第6条の改正規定(同条第1項本文中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える部分を除く。)、第13条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



## 議案第20号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものである。



## 唐津市条例第 号

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

唐津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）  
附則 を

」

「

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）  
第4章 雑則（第53条） に改め  
附則

」

る。

第5条第2項から第6項までを削る。

第26条を次のように改める。

### 第26条 削除

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の

事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において

準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 21 号

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一  
部改正に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

**第6条の2** 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課  
後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、  
職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成  
事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓  
練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画  
（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必  
要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも  
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が  
図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しな  
ければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ  
て安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

**第6条の3** 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等の  
ための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗  
車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方  
法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

**第12条の2** 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の唐津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 議案第 22 号

唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 重度心身障害者の医療費の助成対象者の見直しに伴い改正するもので  
ある。



唐津市条例第 号

唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

唐津市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 療育手帳（厚生労働大臣が定めるところにより佐賀県知事が交付する療育手帳をいう。）の交付を受けた者であって、その障害の程度が重度のもの  
附則第3項を次のように改める。

（対象者の特例）

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、本市に住所を有し、かつ、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の35以下の者であって令和5年3月31日において受給資格の登録を受けているもの（その保護者が受給資格の登録を受けている者を含む。）で、規則で定める医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者は、対象者とする。ただし、同日後に受給資格を喪失した者を除く。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。





## 議案第23号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市農村集落等活性化施設の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(151) 唐津市農村集落等活性化施設条例（平成18年条例第40号）

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 議案第24号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市みなとまちづくり基金の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成17年条例第352号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(152) 唐津市みなとまちづくり基金条例（平成20年条例第16号）

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。





## 議案第25号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例制定について  
唐津市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市北波多運動広場の廃止に伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市体育施設条例の一部を改正する条例

唐津市体育施設条例（平成17年条例第326号）の一部を次のように改正する。

別表第1 運動広場及び運動場の部唐津市北波多運動広場の項を削る。

別表第2の3（1）エの表を削る。

別表第2の3（3）の表唐津市北波多運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



## 議案第26号

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市消防団員の処遇改善を図るため改正するものである。



## 唐津市条例第 号

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成17年条例第336号）の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（支給基準及び支給方法）

**第15条** 報酬の支給基準並びに報酬及び費用弁償の支給方法については、唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の例による。

第11条第4項中「訓練等の」を「定期船を利用して別表第2に掲げる」に、「別表第2の左欄に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」を「当該定期船の船賃相当額」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

（出動等報酬）

**第12条** 団員が別表第2に掲げる職務に従事したときは、同表に掲げる額の出動等報酬を支給する。

（報酬の支給日）

**第13条** 年額報酬は、これを2分し、9月及び3月の各15日に支給する。

- 2 出動等報酬は、4月から9月までの職務に係る額を10月31日に、10月から翌年の3月までの職務に係る額を4月30日に、それぞれ支給する。
- 3 前2項に規定する報酬の支給日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるときは、報酬の支給日を変更することができる。

第10条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第1項中「定める報酬額」を

「掲げる額の年額報酬」に改め、同項ただし書中「報酬」を「年額報酬」に、「者が」を「団員が」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(報酬の種類)

**第10条** 団員の報酬は、年額報酬及び出勤等報酬とする。

別表第1中「第10条関係」を「第11条関係」に、「報酬年額」を「年額報酬の額」に、「21,600円」を「37,700円」に、「20,400円」を「36,500円」に、「6,120円」を「10,950円」に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2** (第12条、第14条関係)

職務	出勤等報酬の額	
火災出勤又は災害出勤	1日の出勤時間が4時間を超える場合	日額 8,000円
	1日の出勤時間が2時間を超え4時間以内の場合	日額 4,000円
	1日の出勤時間が2時間以内の場合	日額 2,000円
行方不明者の捜索に係る出勤	1日の出勤時間が4時間を超える場合	日額 4,000円
	1日の出勤時間が2時間を超え4時間以内の場合	日額 2,000円
	1日の出勤時間が2時間以内の場合	日額 1,000円
警戒に係る出勤	日額 1,000円	
団長又は支団長が招集する消防団幹部	日額 1,200円	



会議の出席	
式典、大会、各種啓発、訓練（式典又は大会に備えた事前訓練を除く。）その他の消防団行事の参加	日額 1,000円
式典又は大会に備えた事前訓練の参加	日額 500円

備考 1日のうち複数の区分の職務に従事したときは、従事した職務の区分ごとに出動等報酬を支給する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の唐津市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の規定に基づき支給事由が生じた報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。



## 議案第27号

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市肥前学校給食センター、唐津市鎮西学校給食センター及び唐津市呼子学校給食センターを廃止し、新たに唐津市西部学校給食センターを設置することに伴い改正するものである。



唐津市条例第 号

唐津市学校給食センター条例の一部を改正する条例

唐津市学校給食センター条例（平成17年条例第364号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

唐津市肥前学校給食センター	唐津市肥前町入野甲2217番地2
唐津市鎮西学校給食センター	唐津市鎮西町菖蒲2215番地9
唐津市呼子学校給食センター	唐津市呼子町殿ノ浦1135番地

」

を

「

唐津市西部学校給食センター	唐津市鎮西町打上2108番地
---------------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。









てら だ おさ お  
寺 田 長 生



略

歴





議案第29号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その1）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 大 場 將 夫

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。



おお ぼ まさ お  
大 場 将 夫



略

歴





議案第30号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その2）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 古 賀 由 紹

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。





こ が よし つぐ  
古 賀 由 紹

[Redacted]

略

歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



議案第 31 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 3）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 宮 崎 隆 広

生年月日 [REDACTED]

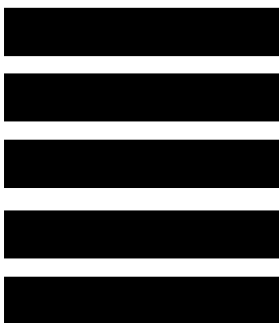
提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



みや ざき たか ひろ  
宮 崎 隆 広



略



歴





議案第 3 2 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 4）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 白 津 知 範

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





しら っ とも のり  
白 津 知 範



略



歴





議案第 33 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 5）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 崎 正 廣

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



やま さき まさ ひろ  
山 崎 正 廣



略

歴





議案第 34 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 6）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 曲 淵 俊 之

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





まがり ふち とし ゆき  
曲 淵 俊 之



略

歴





議案第 35 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 7）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 口 正 則

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



やま ぐち まさ のり  
山 口 正 則



略



歴





議案第 36 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 8）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 河 上 和 則

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





かわ しみ かず のり  
河 上 和 則



略



歴





議案第 37 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その9）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 堤 正 廣

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。



つつみ まさ ひろ  
堤 正 廣



略



歴





議案第 38 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 10）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 袈 裟 丸 一 彦

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





け さ まる かず ひこ  
袈 裟 丸 一 彦



略

歴





議案第 39 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 11）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 阿 部 太

生年月日 [REDACTED]

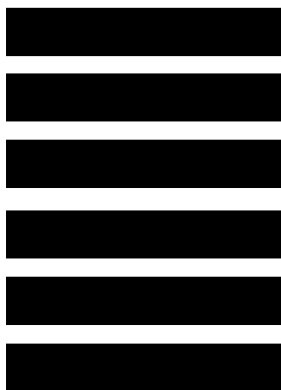
提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



あ べ ふとし  
阿 部 太



略



歴





議案第40号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その12）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 平 田 菊 典

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。





ひら た きく のり  
平 田 菊 典



略



歴





議案第 4 1 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 3）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 井 手 創 一

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



い で そう いち  
井 手 創 一



略

歴





議案第 4 2 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 4）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 吉 田 哲

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





議案第42号参考資料

よし だ さとし  
吉 田 哲



略



歴





議案第 4 3 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 5）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 山 添 明

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。



議案第43号参考資料

やま ぞえ あきら  
山 添 明



略

歴





議案第 4 4 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 6）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 石 川 利 恵

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。





いし かわ とし え  
石 川 利 恵



略

歴





議案第45号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その17）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 中 山 政 俊

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。



なか やま まさ とし  
中山 政 俊



略

歴





議案第46号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その18）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 宮 崎 太 享

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。





みやざき だい き  
宮 崎 太 享



略



歴





議案第47号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その19）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 能 隅 良 子

生年月日 [REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。



議案第47号参考資料

のう ずみ よし こ  
能 隅 良 子



略



歴





議案第48号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

吉 原 晃

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。





よし はら あきら  
吉 原 晃



略

歴





**議案第49号**

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所 [REDACTED]

氏 名 宮 崎 高 廣

生年月日 [REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。



みや ざき たか ひろ  
宮 崎 高 廣



略

歴

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]









よし だ おさむ  
吉 田 修



略

歴





議案第 5 1 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 4)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

大 草 重 幸

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。



おお くさ しげ ゆき  
大 草 重 幸



略

歴

[Redacted text block]

[Redacted text block]



議案第52号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その5)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

氏 名 井 上 美 由 樹

生年月日

提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。





いの うえ み ゆ き  
井 上 美 由 樹



略

歴





## 議案第 53 号

馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 馬渡島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため定めるものである。



# 総合整備計画書

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島辺地

(辺地の人口 283人 面積 4.2km<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島 28番

(3) 辺地度点数

169点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、名護屋港から12.6キロメートルの距離にあり、渡船で30分を要する半農半漁の孤島である。また、佐賀県一大きい島で、ブッポウソウ、エゾムシクイ、キジ等の野鳥及び野生のヤギが生息するほか、島固有の草花等を有する自然豊かな島である。

馬渡島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

### 漁業集落排水長寿命化事業

馬渡島地区の漁業集落排水施設は、平成12年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和8年度までの4年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源 のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
			特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名					
漁業集落排水長寿 命化事業	唐津市	31,777	14,577	17,200	8,600	令和5年度から 令和8年度まで
計		31,777	14,577	17,200	8,600	

## 議案第 54 号

小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 小川島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため定めるものである。





## 総合整備計画書

佐賀県唐津市呼子町小川島辺地

(辺地の人口 283人 面積 0.9km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市呼子町小川島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市呼子町小川島 36番5

(3) 辺地度点数

164点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、呼子港から6.8キロメートルの距離にあり、渡船で約20分を要する半農半漁の孤島である。また、江戸時代は捕鯨の基地として栄えたが、現在はイカ漁に移行している。

小川島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

小川島教職員宿舎改修事業

小川島教職員宿舎（北宿舎）は、昭和55年に建設し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生し、改修が必要となっているため、教職員宿舎の改修を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和5年度 1年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源 の うち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
			特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名					
小川島教職員宿舎 改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
計		620	0	620	600	

## 議案第 55 号

神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、神集島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 神集島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更  
するものである。



## 総合整備計画書（第6次変更）

佐賀県唐津市神集島辺地

（辺地の人口297人 面積1.4km<sup>2</sup>）

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市神集島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市神集島1302番

(3) 辺地度点数

141点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、湊浜漁港から2キロメートルの距離にあり、渡船で約8分を要し、漁業のほか島外へ通勤する住民の多い孤島である。玄武岩で形成される島で、北西部に砂嘴と台地で囲まれた良港があり、その周りに集落が形成されている。

神集島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 医療施設等設備整備事業

神集島診療所は、昭和57年に開設して以来、島民の健康維持に寄与するため、随時医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回導入予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に導入し、整備を図る必要があるものである。

ア デジタル画像診断装置の導入

デジタル画像診断装置は、エックス線撮影から読影までの時間が短時間で  
行えるもので、デジタルならではの画像処理により安定した高画質で読影が  
より確かとなるうえに、患者のデータを一元管理できる装置であり、離島医  
療の充実を図るため導入するものである。

#### イ 超音波診断装置の更新

現在使用している超音波診断装置は、平成19年度に購入したもので、老  
朽化のため抽出能力に限界があり、疾病の早期発見、病態評価や経過観察が  
できにくい状態である。島民の高齢化及び定期的に本土の医療機関を容易に  
受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要があるため更新す  
るものである。

#### ウ 干渉低周波治療器の更新

現在使用している干渉低周波治療器は、疼痛緩和や筋萎縮の改善等に治療  
効果が見込まれる機器であるが、平成10年度に購入したもので、老朽化し  
ており安全面からも更新が必要である。島民の高齢化及び定期的に本土の医  
療機関を容易に受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要が  
あるため更新するものである。

#### エ 解析付多機能心電計の更新

現在使用している解析付多機能心電計は、平成21年度に購入したもので、  
老朽化のため度々修繕を行い診療に支障を来している。虚血性心疾患（心筋  
梗塞及び狭心症）、不整脈などの救急患者に対応するためには、心電計は、  
必要最低限の医療機器であり、島民への医療提供体制の確保のため更新す  
るものである。

#### オ 一般X線撮影装置購入事業

X線テレビ透視撮影装置一式は、平成18年度に購入したもので、老朽化  
による故障等を繰り返している。また、令和2年3月31日に保守部品の保  
有期間が終了するなど安定した医療の提供が困難になってきたため更新す  
るものである。

#### カ 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成20年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

(2) 漁業集落排水長寿命化事業

神集島地区の漁業集落排水施設は、平成5年に供用開始して以来、神集島地区での水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況のため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

(3) 小型動力ポンプ積載車購入事業

小型動力ポンプ運搬車（軽トラックタイプ）は、平成12年に購入して以来、島民の安全・安心に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。小型動力ポンプ運搬車（軽トラックタイプ）を購入することで、消防体制の万全を図るものである。

(4) 小型動力ポンプ購入事業

小型動力ポンプは、平成14年に購入して以来、島民の安全・安心に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。小型動力ポンプを購入することで、消防体制の万全を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和5年度までの7年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考	
			特定 財源	一般 財源			
施 設 名	事業主体名						
変更前	医療施設等設備整備事業	唐津市	16,573	8,286	8,287	8,100	平成29年度から 令和4年度まで
	漁業集落排水長寿命化事業	唐津市	130,075	56,040	74,035	37,000	令和元年度から 令和3年度まで

	小型動力ポンプ積載車購入事業	唐津市	2,641	0	2,641	2,400	令和3年度
	小型動力ポンプ購入事業	唐津市	2,559	0	2,559	2,500	令和5年度
計			151,848	64,326	87,522	50,000	
変更後	医療施設等設備整備事業	唐津市	17,173	8,586	8,587	8,400	平成29年度から令和5年度まで
	漁業集落排水長寿命化事業	唐津市	130,075	56,040	74,035	37,000	令和元年度から令和3年度まで
	小型動力ポンプ積載車購入事業	唐津市	2,641	0	2,641	2,400	令和3年度
	小型動力ポンプ購入事業	唐津市	2,559	0	2,559	2,500	令和5年度
計			152,448	64,626	87,822	50,300	



## 議案第56号

唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について  
次のとおり唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定する。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

### 1 指定する郵便局の名称

唐津鏡郵便局 佐志郵便局 岩屋郵便局 納所郵便局 星賀郵便局 山本郵便局 馬渡島郵便局 湊郵便局 切木郵便局 打上郵便局
--

### 2 郵便局に取り扱わせる事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（当該住民票に記載されている者に対するもの又は同一世帯に属する者に限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 所得証明書、課税証明書及び所得課税証明書の交付（当該証明書に記載されている者に対するもの又は同一世帯の親族に限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

### 3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、湊郵便局、切木郵便局及び打上郵便局については、令和5年6月1日から令和8年3月31日までとする。

提案理由 唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提案するものである。

## 議案第57号

市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解  
について

令和5年度において、市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解をすることができるものとする。

令和5年2月27日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 市営住宅等の適正な財産管理を期するため提案するものである。



議案第 5 8 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

認定する市道路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点 地 名	参 考 資 料 番 号
1	浮熊二号線	神田字浮熊 2 1 7 4 番 1 5 地先 神田字浮熊 2 1 7 4 番 5 地先	1
2	南新開二号線	鏡字南新開 3 0 8 5 番 6 地先 鏡字南新開 3 0 7 1 番 1 4 地先	2
3	南新開三号線	鏡字南新開 3 0 8 5 番 1 7 地先 鏡字南新開 3 0 7 1 番 1 5 地先	2
4	南新開四号線	鏡字南新開 3 0 8 5 番 1 1 地先 鏡字南新開 3 0 8 5 番 1 2 地先	2
5	原四十号線	原字下湯牟田 1 2 3 9 番 5 地先 原字下湯牟田 1 2 3 9 番 1 0 地先	3
6	原四十一号線	原字立花毛 4 9 0 番 2 地先 原字立花毛 4 9 0 番 2 2 地先	4
7	原四十二号線	原字立花毛 4 9 1 番 6 地先 原字立花毛 4 9 0 番 1 4 地先	4
8	原四十三号線	原字立花毛 4 9 0 番 2 地先 原字立花毛 4 9 0 番 7 地先	4
9	原四十四号線	原字寺浦 2 7 9 番 3 地先 原字寺浦 2 7 9 番 3 地先	5

10	原四十五号線	原字水町1248番11地先 原字水町1248番20地先	6
11	赤間田二号線	久里字赤間田1781番3地先 久里字赤間田1781番11地先	7
12	稲浦十一号線	浜玉町横田上字稲浦1420番1地先 浜玉町横田上字稲浦1420番9地先	8

提案理由 道路法第8条第2項の規定により提案するものである。

